



がん薬物療法専門医のコラム第7回  
ガイドライン というもの

ガイドライン という言葉を聞いたことがありますか？  
政治関連のニュースで度々聞く言葉かもしれません。

ガイドラインは 広辞苑によると『指針、基本方針、指導目標』 という意味だとされています。

私の扱うがんの領域でも、ガイドラインというものは流行っており、  
例えば、『大腸癌治療ガイドライン 2016年版』 というような形で、出版もされています。

何が記されているかという点

先の例では 2016年時点における大腸癌治療の、基本方針 です。

基本方針ですから、突飛なものではなく、本コラム第5回で取り上げた標準治療が何かという点について書かれています。

あくまで、基本方針ですから、規則というものではなく、これを必ず守らなければならないという趣旨のものではありません。迷ったときの道しるべとして、現在の医療水準での常識的な対処の仕方が記されています。

ですから、医療現場で、治療方針をきめさせていただくときに、ガイドラインでは〇〇という治療法がまずは薦められていて、他には同等のもので☆☆という治療もありますが、★★さんは、△△という理由から、〇〇という治療法を選択してはいかがでしょうか。 といった具合に、説明の道具の1つとして利用されます。

以前は、オリンピックのように4年に1回くらいで新しくなっていくことが多かったのですが、新しい治療が短期間のうちにできるようになり、更新されるペースが速くなっている傾向にあります。本の形になるのが間に合わない場合には、関連する学会のホームページ等で、WEB公開（PDFファイルのことが多いですが）されています。

医療者は、最新のガイドラインを元に診療をすすめていますので、場合によって皆様が該当する書籍のガイドラインをお持ちの場合には、内容が異なる場合があります（標準治療のときにこの欄で述べましたが、かつての最良の治療が、現在はそうではないことがありますので）。

ガイドラインを元に話をされた場合、これは標準治療、すなわち、現時点で最良の治療方法についての話なのだという認識をもっていただければと思います。

ガイドラインの中には医療用語があふれており、一般の方向けではありません。比較的頻度の多いがんについては、一般の方向けにガイドラインを解説した書籍がありますので、ごらんになるとすればそれらの方がよいと思います。

では、また。

